

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|-----------------|---|-------------|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 | 法人税:義、所得税:外 |
| | | ② 上記以外の税目 | |
| 3 | 内容 | 《制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)。 | |
| | | 《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条 ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 | |
| 4 | 担当部局 | 自治行政局地域自立応援課地域振興室 | |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度 | |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 19 年度 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を 2 年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) | |

| | | | |
|---|------|--------------|--|
| | | | <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を2年間延長</p> |
| 7 | 適用期間 | | 2年間(平成 29 年度～平成 30 年度) |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)(抄) (目的)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第2章6(5)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|--|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造) |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。 |
| 9 | 有効性等 | ① 適用数 | 平成 27 年度:4件 平成 28 年度:3件 平成 29 年度:3件 平成 30 年度(見込):6件 平成 31 年度(見込):10件 平成 32 年度(見込):12件 適用実績は全て法人税に係るものである。 平成 27・28 年度の適用件数については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年2月 第 196 回国会提出)』を参照した。 将来の適用見込は市町村への聞き取り等により確認し、全て法人税に係るものである。所得税については現時点において正確に適用の見込等を把握することが困難であるため、算入していない。 平成 29 年度の適用件数については、地元自治体への聞き取り等により調査した。 前回要望時の初期の想定において、適用件数は平成 28 年度に 11 件、平成 29 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はいずれも3件にとどまっている。 平成 30 年度においては、新規設備投資を4件と見込んでおり、平成 29 年度からの継続分と合わせて6件の適用を見込んでいる。平成 31・32 年度の新規設備投資件数については、平成 30 年度と同数を想定している。 |
| | | ② 適用額 | 平成 27 年度:2百万円 平成 28 年度:5百万円 平成 29 年度:8百万円 平成 30 年度(見込):17 百万円 平成 31 年度(見込):28 百万円 平成 32 年度(見込):35 百万円 将来の適用額は市町村への聞き取り等により確認した。また、将来 |

| | | |
|---|-----|---|
| | | <p>の適用額は全て法人税に係るものであり、所得税については現時点において正確に適用の見込額を把握することが困難であるため、算入していない。</p> <p>なお、適用額については、以下の式にて算出した。</p> $\text{適用額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数} \times 0.48 (\text{建物の投資の場合})$ |
| ③ | 減収額 | <p>平成 27 年度: 0 百万円 平成 28 年度: 1 百万円 平成 29 年度: 2 百万円 平成 30 年度(見込): 4 百万円 平成 31 年度(見込): 6 百万円 平成 32 年度(見込): 8 百万円</p> <p>減収額の実績は全て法人税に係るものである。</p> <p>前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> $\text{減収額} = \text{適用額} \times \text{法人税率}$ <p>なお法人税率については平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30～32 年度は 23.2%とした。</p> |
| ④ | 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、平成 29 年度末時点の総人口は 109,515 人となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考)</p> <p>平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円)</p> <p>平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、それに伴う雇用者数は 14 人である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p> <p>また、平成 28・29 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は該当なしであった。</p> <p>平成 30～32 年度については各年度 4 件の割増償却の適用を受けた新規設備投資により 28 人の新規雇用の創出を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ⑤ 税込減を是認する理由等 | <p>奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成 27～29 年度においては新規に適用となった件数は 2 件あり、14 人の新たな雇用が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税込減是認効果が見込まれる。</p> |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 地方税に関係しない |
| 11 | 有識者の見解 | | — |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | | 適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。 |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成 25 年 8 月(平成 26 年度税制改正要望時) |